

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號一第 卷一十三第

行發日一月七年五和昭

論叢

簿記の出發に於ける一問題 法學博士 上野道輔

戶數割に於ける調整 法學博士 神戸正雄

數學的經濟學の論理的構造 文學博士 米田庄太郎

購買力平價説の一考察 文學博士 高田保馬

時論

米國移民法の改正に就いて 法學博士 末廣重雄

說苑

東京市中心地晝間人口調査に就いて 法學士 金谷重義

銀行の信用膨脹に就いて 經濟學士 中谷實

雜錄

小賣規模の大と小賣費用との關係 經濟學士 谷口吉彦

都市の經濟的概念と本質 經濟學士 大谷政敬

法令

賠償金特別會計法中改正・市町村義務教育費國庫負擔法中改正・輸出補償法

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

時

論

米國移民法の改正に就て

末 廣 重 雄

一

千九百二十四年の移民法を以て、米國が我が國に重大なる侮辱を加へて以來、日本人の對米感情は大に悪化するやうになつた。此の日米國交の上に投せられた暗影を觀て、近年米國に於て、移民法に改正を加へて、日本人に公正なる待遇を與へねばならぬといふ意見が現はれるやうになり、從來排日の色彩頗る濃厚であつた新聞の中にも、之に賛成する者があるやうになつた。

對日態度の變化は最近新なる展開を示すこととなつた。米國下院移民委員長アルバート・ジョンソン氏は、去る五月二十三日一のステートメントを發し、遠からず移民法改正案を下院に提出して、移民としての入國に關して、日本人を歐洲移民と平等の基礎の上に置かんとする意思のあることを聲明した。氏が新聞記者に語つたところによれば、氏が一度右の意見を發表するや、

讚詞と援助との申出が頗る多く、反對する者は極めて僅少であつて、米國政府も改正案の成立を希望してゐるさうである。

右の報道に接した我が國の言論界に於ては、之を以て日米國交上に於ける一大福音であるとか、日米兩國民間の融和を實現する貴重なる効果を齎らすものであるとか云ひ、極めて良好なる反響があつた。然らば、千九百二十四年の移民法とは如何なるもので、改正は其の如何なる點に加へられんとするのであらうか。之を説明するに先つて、米國の對歐洲移民政策並移民としての日本人排斥の過去現在に就いて、其の概要を述べるであらう。

二

米國に於て、歐洲より渡來する移民の入國制限の必要のあることは、建國後間もなくジエファソン等の唱へたところであつたが、前世紀の中葉頃より、渡來する者が年を追ふて増加し、前世紀末に至つて愈多く、千八百二十年代に一箇年一二萬人に過ぎなかつたのが、千八百五十四年には約四十三萬人、千八百八十二年には更に上つて七十九萬どり、今世紀の始、即ち千九百五年には百萬人を突破し、千九百七年には、實に一箇年百二十八萬五千人といふ最高記録を示すに及んで、移民制限を要求する聲が非常に高くなつた。

移民の激増とともに見逃すべからざることとは、千八百九十年頃より、英國獨逸和蘭スカンデナ

グイア諸國等の西歐洲及北歐洲よりの優等移民、謂ゆる舊移民が漸次減少して、伊太利埃地利洪牙利希臘土耳其バルカン諸國露西亞等の南歐洲及東歐洲よりの劣等移民、謂ゆる新移民が年を追ふて増加したことであつて、千八百九十年より世界戦争の勃發した千九百十四年までの入國移民數は舊移民約四百五十五萬人に對して、新移民は約千二百二十五萬人の多數に上つた。左に千八百七十一年以後各十年間に於ける、舊新二種の歐洲移民の割合を示さう。

一八七二—一八八〇	舊移民	九一、六
	新移民	八、四
一八八一—一八九〇	舊移民	八〇、二
	新移民	一九、八
一八九一—一九〇〇	舊移民	四八、四
	新移民	五一、六
一九〇一—一九一〇	舊移民	二三、三
	新移民	七六、七
一九一一—一九二〇	舊移民	二二、七
	新移民	七七、三
一九二一—一九三二	舊移民	三六、八
	新移民	六三、二

今日の米國を建設した舊移民とは異なり、新移民は渡り鳥式で、米國に永住する覺悟で渡來する者が少なく、且其の素質は劣惡、安い勞銀低い生活標準を以て満足する者であるから、年々多數の者が入國することは、米國勞働者の勞銀と其の生活標準との向上に頗る不利なる影響を及ぼすであらう。政治的に觀察しても同様であつて、彼等の間に、民主々義とか共和政治とかの何た

るかを理解し得る者は甚だ稀である。斯かる劣等移民を無制限に入國せしむるときは、彼等を米國に同化することが困難となつて、其の政治上に由々しき結果を生ずるであらう。従つて、歐洲移民を米國化して、米國人といふ渾然たる一國民を作るには、移民を入國の際嚴重に選擇して、望ましからぬ移民はドシ／＼排斥せねばならぬといふこととなつた。千九百十七年五月の移民法の規定する教育試験即ち読み方試験は、此の目的の爲に採用せられたのである。

世界戦争後、歐洲諸國の疲弊困憊甚しく、其の經濟復興は容易の業でなかつたから、米國移住を希望する者が激増する虞があつた。ところが、米國に於ても、歐洲に於ける戦後の不景氣の影響を受けて經濟界が不振であり、到底多數の移民を收容する力がなかつたから、千九百十七年の移民法以上に移民の入國を制限することを必要として、千九百二十一年五月の移民法を作つた。然し、該移民法は全く暫定的のものに過ぎなかつたから、千九百二十四年五月に至り、之に代るべき移民法を制定公布し、同年七月一日より實施した。之が現行移民法であるから、左に其の要領を掲げる。

三

千九百二十四年の移民法により、一箇年間に米國に入國し得べき謂ゆる歩合移民(註一)の數を、千九百二十一年の移民法以上に制限すると同時に(千九百二十一年の移民法の下に入國し得た歩

合移民數は一箇年約三十五萬七千人)、西歐洲及北歐洲の優等移民を成るべく入國せしめんとする趣旨に基き、南歐洲及東歐洲の劣等移民の移民總數に對する割合を大に減少することとした。第十一條(a)によれば、千九百二十四年七月一日に始まり向ふ三年間、各國民の年歩合即ち入國割當數は、南歐洲及東歐洲移民の未だ甚だ少なかつた千八百九十年の米國々勢調査に於て決定せられた米國本土に居住せる當該國籍を有する外國出生者總數の百分の二とし、各國民の最小歩合を百人とする。一例を擧げて云へば、千八百九十年米國本土に居住せる伊太利國籍を有する外國出生者が十九萬二千二百五十人であるとすれば、其の百分の二に當る三千八百四十五人が、一箇年間に入國し得る伊太利の歩合移民數である。勃牙利人希臘人等の如く、千八百九十年に於ける米國本土居住者の數の百分の二が百人に達せぬ場合には、最小歩合たる百人だけ入國を許されるのである。

上掲規定によれば、一箇年の歩合移民總數は約十六萬四千人であつて、千九百二十一年の移民法の定むる歩合移民總數の五割に達せず、千九百十四年の歐洲移民總數の一割強に過ぎぬのである。しかも、西歐洲及北歐洲の歩合移民數は、歩合移民總數の百分の八十七に當る約十四萬三千人を占め、南歐洲及東歐洲の歩合移民數は、僅かに約二萬一千人となつた。世界戰爭を境として、其の前後に於ける舊新二種の歐洲移民は、全く其の地位を顛倒することとなつた。

第十一條(b)によれば、千九百二十九年七月一日以後に於ては(註二)、各國民の年歩合は、千九百二十年米國本土に於ける當該國民系の住民數が、同年の米國本土の住民總數に對して有する率と同一の率を十五萬人に對して有する數とし、各國民の最小歩合を百人とする。一例を擧げて云へば、千九百二十年米國本土の住民にして、獨逸國民の血統を有する者を約一千二百二十萬人とすれば、此の一千二百二十萬を米國本土の住民總數(中央亞米利加若は南亞米利加諸國よりの移民及其の子孫、米國市民となることを得ざる外國人及其の子孫、奴隸移民の子孫又は米國土人の子孫を除く)約九千三百萬で割つて得た商を、米國が一箇年間に入國を許す歩合移民總數の十五萬人に乘すれば、約二萬人となる。是が一箇年間に入國し得る獨逸の歩合移民の數である。

第十一號(b)により、千九百二十九年七月一日以後一箇年間に入國し得る西歐洲及北歐洲諸國の歩合移民と南歐洲及東歐洲諸國の歩合移民との割合は、第十一條(a)による兩者の割合と大差がない。

上述する通り、數十の異民族より成る歐洲移民が無制限に入國することは、米國の政治上社會上經濟上の脅威であるから、世界戰爭後、米國が移民を大に制限するやうになつたのは尤も千萬のことであると云はねばならぬ。従つて、日本人の入國も、歐洲移民同様移民法の適用を受け、入國數を制限せらるるに止まるならば、我が國として何等之に反對すべき理由を有たぬ。然ると

ころ、第十三條に米國市民となることを得ざる外國人に對する入國禁止規定を設けて(註三)、米國市民となることを得ざる外國人、換言すれば、歸化能力を有せざる外國人を移民法第十一條の適用の範圍外に置き、そして、日本人は米國市民となることを得ざる外國人たるの故を以て、千九百二十四年七月一日以降、僅少の場合を除くの外入國を許可せぬこととなつた。當時我が國論が沸騰し、帝國政府が米國政府に嚴重に抗議したのは、日本人に人種に因る差別的待遇を加へ、我が國の正當なる自尊心を傷害し、國際禮讓を無視すると云ふことにあつたのである。

【註一】 千九百二十四年の移民法第三條によれば米國外の或る地點を發し米國に向ふ外國人中より

- (一) 政府の官吏並其の家族從者僕婢及雇人
- (二) 一時的に旅行者として又は一時的に用務若は觀光の爲に米國に渡來する外國人
- (三) 繼續的に米國を通過する外國人
- (四) 適法に米國に入國を許可せられたる後米國の一地方より接壤外國領土を通過して他の地方に赴く外國人
- (五) 米國の港に到着する船舶に海員として従事する善意の外國人海員にして單に其の職務の爲一時的に米國に入國せんとする者

(六) 現行通商航海條約の規定に準據し單に商業を營む目的を以て米國に入國し得る外國人を除き去つたものが移民であつてそして移民を非歩合移民と歩合移民との二種に分つ。移民法第四條によれば非歩合移民なる語は

- (a) 第九條に定むる願書を提出する當時米國に居住する市民の十八歳未満の未婚の子又は妻たる移民
- (b) 適法に米國に入國を許可せられたる移民にして一時外國に赴きたる後歸還する者
- (c) 加奈陀、ニューファウンドランド、メキシコ共和國、玖馬共和國、ハイチ共和國、ドミニカ共和國、運河地帯又は中央亞米利加若は南亞米利加の獨立國に生れたる移民並其の同伴又は呼寄せたる妻及十八歳未満の子

(d) 米國入國出願直前少くとも二年間引續き何れの宗派たるを問はず布教師の職に在りし者又は「カレッジ」「アカデミー」「セミナリー」又は「ユニヴァシター」教授の職に在りし者にして單に其の職に従事する目的を以て入國せんとする移民並其の同伴者若は呼寄せたる妻及十八歳未満の子

(e) 少くとも十五歳以上の善意の學生にして單に公認せられたる學校「カレッジ」「アカデミー」「セミナリー」又は「ユニヴァシター」に於て勉學の爲入國せんとする移民特に右學校は本人自ら之を指定し労働長官の認可を経たるものなることを要す

等を指し(多少改正せられたる點あるも略す)第五條によれば右の非歩合移民にあらざる一切の移民を歩合移民と云ふ。

【註二】 第十一條(b)の規定は千九百二十七年七月一日より實施の筈であつたが千九百二十七年三月四日の法律により實施を千九百二十八年四月一日まで更に千九百二十八年三月二十一日の法律により再度之を延期し千九百二十九年四月米國上院に於て該規定の停止又は廢止に關して盛なる討議が行はれたが遂に千九百二十九年七月一日より實施することとなつた。

【註三】 第十三條(c)によれば米國市民となることを得ざる外國人は左の場合を除き米國に入國することを得ず。

(1) 第四條(b)(d)若は(e)項の規定により非歩合移民として入國し得る者

(2) 前記(d)に依り入國し得る移民の妻又は十八歳未満の未婚の子にして該移民に同伴し又は呼寄せられたる者

(3) 第三條に定めたる移民に非ざる者

四

米國に於ける日本人排斥は、千九百二十四年の移民法によつて始まつたのではなく、由來するところ久しい。顧ふに、米國太平洋沿岸地方に於ては、日清戦争前より既に日本人排斥の聲があつたから、帝國政府は夙に米國行移民に制限を加へ、時としては全く差止めたこともあつた位である。然るところ、明治四十年(千九百七年)の秋に至り、米國政府より移民渡航禁止の提議があつたから、帝國政府は、米國政府の要求に快よく應ずることによつて、米國に於て、日本人の正

當なる國民的感情を損傷すべき差別的移民法を制定することを豫防せんが爲、同年來以來、紳士協約と呼ばれる日米間の了解によつて、米國行移民に大なる制限を加へた。爾來帝國政府は、協約の總ての規定を最も正確且忠實に實行したばかりでなく、米國政府の希望せざる種類の日本人の米國入國を有効に阻止せんが爲、米國政府と協力して我が國の名譽と兩立すべき一切の手段を講ずるに吝ならざるの誠意を示したのであつた。然るに、米國に於ては、紳士協約を以てしては充分に日本人排斥の目的を達すること能はずとして、支那人同様米國々法を以て其の入國を禁止せねばならぬと主張する者が次第に多くなり、遂に、米國市民となることを得ざる外國人の入國禁止に關する規定を移民法中に挿入し、帝國政府が米國政府及米國人の希望に副はんとして執り來つた友好的努力を無視することとなつた。

今千九百二十四年の移民法成立に至るまでの差別的立法の經過を見るに、千九百十三年及千九百十五年の兩度米國議會を通過し、當時の大統領即ち前者にあつてはタフト氏、後者にあつてはウイルソン氏が拒否した移民法案には、何れも米國市民となることを得ざる外國人の入國禁止に關する規定があつた（兩大統領が拒否した理由は此の規定があつたからではなく、教育試験に關する規定に不賛成であつたからである）。千九百十七年五月の移民法の原案にも同一規定があつたが、帝國政府が嚴重に米國政府の注意を喚起したので削除せられた。千九百二十一年の移民法に

は右に云ふ差別的規定がなかつたが、千九百二十三年十二月米國下院に、今回移民法改正を提案せんとするジョンソン氏が提出した移民法案には、又もや同一規定があつた。當時米國々務長官ヒューズ氏がジョンソン氏宛の書翰中に、「米國市民となることを得ざる外國人の入國禁止規定が單に日本人のみを目的とするものでないと辨疏するが如きは無益である。何となれば、支那人排斥法及支那人以外の亞細亞人に適用すべき禁止區域に關する移民法の規定は依然存續するものであるから、右の入國禁止規定の實際的效果は日本人排斥に歸着する」と云ふた通り、實際上日本人のみを排斥の目標となし、日本人を、米國人が劣等移民呼はりする南歐洲及東歐洲移民以下に置き、是等移民は一定の制限の下に入國を許しながら、日本人に對しては、其の入國を絶對に禁止せんとするのである。斯かる差別的待遇が、正義公平の觀念と兩立せず、又國際禮讓の通義に適せざるところのあることは明であるから、日本人は擧つて差別的立法の非を難詰した。埴原大使がヒューズ氏に與へた書翰中に「此の特殊條項を含む法案にして成立を見んか、兩國間の幸福にして相互に有利なる關係に對し、重大なる結果を誘致すべきことは本使の感知せざるを得ざるところにして、貴官も亦同感なるを信するものなり」と云ひ、歴史的に有名となつた「重大なる結果」事件を惹起したのは此時である。大使の書翰は「覆面の威嚇」を含むものであると云ふ非難が出て、事態を悪化せしめ、米國市民となることを得ざる外國人入國禁止規定を含む移民法案は、千九

百二十四年五月十七日大多數を以て兩院を通過して法律となり、同年七月一日より實施せられた。該移民法に對し、帝國政府は直ちに「各國の版圖内に於ける移民入國の制限及取締が國家固有の主權内に屬することは茲に之を否定せんとするものにあらず。然れども右權利行使に當り、外國の正當なる自尊心國際間の了解又は禮讓の通義を無視し、外國に對して明に公正を失するの措置あるに於ては、問題の性質として、固より外交的交渉及解決に訴ふることを得ざるべからず」とて、嚴肅に米國政府に抗議した。同年七月帝國議會に於て、幣原外相は「本件立法が既成の事實となつたと云つても、到底本問題は終了せるものとは認むることは出來ぬ。我々は我が正當なる主張が満足を得られざる限り、我が抗議を維持し、本問題の圓滿なる解決の爲、又日米兩國間の親交を永遠に確保せんが爲及ぶ限り努力する覺悟である」と聲明し、爾來我々は、米國議會及米國人が反省して是正の途を執り、移民法に關する日米間の問題が圓滿なる解決を見る日の到來するを期待したのであつた。従つて、ジョンソン氏が、差別的待遇撤廢を目的とする移民法改正案を遠からず米國下院に提出せんとするのは、米國議會及米國人が改過遷善せんとする徵候として、日米兩國の爲に大に喜ぶところである。

五

ジョンソン氏の移民法改正案の内容は未だ判然しないが、傳ふるところによれば、移民法第十

三條(c)を改正し、日本人に對して、歐洲移民と同様第十一條(b)の歩合を適用せんとするにあるさうである。が、之は、現行移民法が米國議會の問題となつた當時、國務長官ヒューズ氏がジョンソン氏に與へた書翰中に暗示したところと軌を一にするものである。當時ヒューズ氏は、日本人排斥規定を不必要としたのみならず、之を削除することを以て對日關係上得策であるとして、下院移民委員會に於て審議中であつたジョンソン法案第十條に規定する歩合を、歐洲移民同様日本人にも適用すべきことを力説したのであつたが、六年後の今日に至り、ジョンソン氏は漸く過失を自覺し、ヒューズ氏の意見に従ふて、日本人に對する差別的待遇を撤廢せんとするのであらう。此の意味に於ける改正が幸に成立するとしても、歩合移民として米國に入國し得る日本人の數は、一箇年に僅々百數十名に過ぎぬけれども、移民法成立當時、帝國政府は移民として入國し得る者の多寡を問題としたのではない。人種的偏見に基く不當なる差別的待遇に反對したに外ならぬから、米國議會及米國人が、驟然として其の非を改めさへすれば、先年來阻隔してゐる日米關係の改善は不可能でないであらう。

ところが、第十三條(c)の適用より日本人を除外し、第十一條(b)によつて日本人の入國を律することは、實行が容易であらうが。惟ふに、支那人同様米國々法を以て日本人の入國を禁止すべきことは、排日派が前世紀末以來主張したところであつて、千九百二十四年の移民法によつて漸く

其の目的を達したのである。然るに、該移民法を實施して六年に過ぎざる今日、排日派は、彼等三十年間の苦心と努力とを水泡に歸せしむる改正に異議なく賛成するであらうか。私は次のやうな理由で、反對論の起ることを懸念する。

上掲ヒューズ氏の意見發表のあつたとき、之に賛成した者が少くはなかつたけれども、等しく米國市民となることを得ざる外國人であるにも拘はらず、日本人と他の亞細亞人との間に差別的待遇を爲し、前者を後者より有利の地位に置くことは不合理ではないか、不公平ではないかといふ理由の下に、猛烈なる反對が起つて、ヒューズ氏の意見は遂に米國下院の容るるところとならなかつた。實際のところ、日本人を歩合移民として入國を許しても、一箇年に僅々百數十人に過ぎないのであつて、斯く少數日本人の入國は殆んど問題とするに足らぬ筈である。けれども、一旦日本人に對して入國禁止を解くときは、一般亞細亞人、少くとも支那人より平等待遇の猛烈なる要求が起り、遂に米國市民となることを得ざる外國人の入國禁止に關する規定破壊の端を啓く虞があるといふことが、反對の理由とならないであらうか。移民法改正は、對目的には賢明な政策であるけれども、亞細亞人排斥が米國の國策となつてゐる今日——其の是非は別論として——一般輿論の支持を得ることは、容易の業でないやうに思はれる。

右の次第であるから、ジョンソン氏の主張通り移民法の改正が行はれても、之と同時に、帝

國政府の協力を求めて、新に日本人の入國を禁止する別種の方法を講ずるやうなことになるのではあるまいか。私は斯く疑ふことに就て、多少の理由を有つてゐる。

六

千九百二十四年の移民法が、今より六年前米國に於て大問題となつた當時、我が外務省に於て、米國市民となることを得ざる外國人の入國禁止規定に對する米國全土の新聞の態度について調査したところによれば、右規定の目的即ち日本人の入國禁止することに反對するものは絶無であつた。當時日本人の入國禁止は、米國の一部政治家によつて政争の具に供せられたのに過ぎないのであつて、決して米國人全體の眞意でないこと云ふ辯解があり、今日に於ても尙之を信する者が我が國にあるやうであるけれども、之が全く誤解に基いてゐることは、右の調査によつて明であらう。けれども、日本人の入國禁止の目的を達する爲立法手段によるべしとする米國議會の行動は、日本人の反感を挑發し、米國に不利なる結果を生ずべしとて、之に反對した新聞が頗る多かつた。同じく外務省の調査によれば、東部諸州に於ては全體の九割五分、中西部諸州に於ては五割乃至六割、南部諸州に於ては五割、日本人が多く、従つて排日の空氣が濃厚である西部諸州に於てすら二割に上つたさうである。是等立法手段による入國禁止に反對した者の多數は、紳士協約を改正し、日本政府をして日本人の渡米を嚴禁せしむることによつて、充分目的を達し得ることを指摘した

のであつた。所詮、日本人の入國禁止と云ふ目的については舉國一致であつたが、たゞ此の目的を達する手段に關して、米國の輿論が二つに岐れたに過ぎなかつたのである。

クローリツジ大統領も、立法手段に依ることを以て不必要にして且つ悲しむべきことであると考へ、千九百二十四年五月二十六日、米國議會を通過した移民法案に署名すると同時に發表した陳述書の中に左の如く聲明した。

吾人は永年日本との間に一の了解を有したるが(紳士協約を指す——筆者註)、日本政府は右了解に従ひ、自發的に勞働者の米國渡航を阻止するの手段を探り來れり。此の歴史的關係並に右關係を生せしめたる情念に鑑み、本件に關し引續き日本の客まざる協力を得、以て不必要なる法律制定より生ずる誤解の素因を作ること避くる方却つて良好なる結果を齎らし、且移民の實際上の取締に當り一層有效なりしならんと思惟す。

帝國政府の希望するところも亦茲にあつた。蓋し、帝國政府は、米國々法を以て入國を禁止せらるることは、日本人の對米國民的感情を損傷するの虞があるから、斯かる事態の發生防止を目的として、明治四十年以來紳士協約による日本移民の自發的制限を行ひ、千九百二十四年の移民法が米國議會の問題となつた當時に於ては、米國政府に對し、米國の希望せざる種類の日本人の米國入國を有効に阻止せんが爲、紳士協約を改正する意嚮であることを明にして、差別的移民法

の制定を喰止めんとした。駐日米國大使であつて、千九百二十四年の移民法成立當時辭職したウツヅ氏は、日本政府は不名譽なる差別的規定の成立を避ける爲には、如何なる日本移民禁止條約たりとも喜んで締結したであらうと公言して、帝國政府の言ふところに裏書した。

其れ以來今日までに經過した六年の歲月は、ジョンソン氏をして、差別的規定の愚劣なること並其の米國にとつて不利なることを悟らしむるに充分であつた、排日派の急先鋒であつた氏は、今や心機一轉、移民法を改正して、日本人に對して差別的待遇を撤廢するの急務であることを叫ぶやうになつた。けれども、一般輿論の賛成を得る爲に、場合によつては移民法改正と交換的に、帝國政府に對して、渡米移民の禁止的取締に關する協力を再び求むることを必要とするやうなことになるはずまいか。上述の通り、立法手段によらず、日本政府の協力によつて、日本人の入國禁止を行ふことが賢明な政策であると考へる者が米國に少くなかつた上に——現在に於ても、出来ることならさうしたいと考へる者があるであらう——、從來帝國政府は、米國の希望せざる種類の日本人を強て米國に送らんと欲する者でなく、たゞ差別的立法に反對したに過ぎなかつたといふやうなことを考へて見れば、移民法改正反對論を緩和する爲、右のやうな要求の出ることはあり得ることであるといはねばならぬ。然らば、斯かる場合に於ける帝國政府の態度は如何うであらう。千九百二十四年の移民法成立前同様、形式的に差別的待遇が廢止せらるるのを以て滿

足するであらうか。私は之に就て全く知るところがないけれども、察するところ、帝國政府は、日米間の友好的協調を無遠慮に破壊し、日本人に重大なる侮辱を加へた米國の差別的立法あつて以來、定めし其の態度を一變して、今後に於ては移民法を無條件に改正して、日本人を歐洲移民と全く平等に待遇すべきことを要求するのであらう。そして、帝國政府としては、形式的にも實質的にも差別的待遇を撤廢すべきことを要求するのが正當であつて、是れが日米懸案の根本的解決の方法であると信ずる。

七

移民法を以て日米間に蟠まれる唯一の未解決の問題として、之さへ我々の希望通り解決が出来、差別的待遇の撤廢があれば、他に兩國間の友情を阻隔するものはなく、日本人の對米惡感情は一掃せられるに相違ないと云ふ者がある。けれども、私は移民法以上に正義に背反し、人道を無視する暴舉のあることを認めざるを得ない。然らば、暴舉とは何であるかと云へば、千九百十三年八月十日より實施せられ、千九百二十年十一月に改正せられた加州土地法を始め、米國の西部諸州に現に行はれてゐる加州土地法に倣ふた土地法は是である。

是等土地法の大部分は、外國人を米國市民となることを得る者と然らざる者とに分ち、前者に土地の取得並農業地の賃借を許すに反し、後者例へば米國市民となることを得ざる日本人に對し

ては之を禁止し、適法に入國し、是等土地法を有する諸州に居住する日本人即ち在米日本人の大部分より、彼等にとつて最も有效なる生活の方便を奪ひ取るものである（ワシントン州土地法の如きは、加州土地法と少しく異なり、外國人を米國市民となるべき意思表示を爲したる者と然らざる者とに分ち、土地の取得等に關して兩者の間に差別的待遇を爲すことを目的とするのである。米國市民となるべき意思表示を爲したる者は、最早純然たる外國人ではなく、一步米國市民に近づいた者であるから、彼等と米國市民となるべき意思表示を爲さざる外國人——米國市民となることを得る外國人にして未だ米國市民となるべき意思表示を爲さざる者並米國市民となることを得ざる者を含む——とを區別し、其の間に土地の取得等に關して差別的待遇を爲すことは、幾分理由のあることであらう。之に反して、加州土地法並之を全く模倣して作つた土地法に於けるが如く、外國人を米國市民となることを得る者と然らざる者とに區別し、其の間に差別的待遇を爲すことは、合理的でないこと云はねばならぬ。此點に關しては從來卑見を屢次公にしてゐるから茲に之を繰返すことを避ける。是等の土地法が、如何に在米日本人の主要事業たる農業に重大打撃を加へたかは、今更説明することを要せぬであらう。加州土地法實施せられてより茲に約二十年、米國市民權を有し、土地法の適用を受けざる日本人の増加したる今日、土地法實施當時とは大分事情が變化したけれども、尙在米日本人を苦しむる惡法であると云はざるを得ない。

加州土地法の制定は、當時米國政府が云ふが如く、「全然經濟的にして農業經營上の競争を避けんとする加州人民が見て以て同州に存在すとせる特殊の經濟事情に基く」ものではない。我が政府が抗議書中に力説した如く、不公平にして故意に人種的差別を設くるものであるのみならず、他の土地法とともに、「總ての人は平等なり。彼等は造物主によつて一定の奪ふべからざる權利を賦與せらる」るものとなし、生命自由幸福の追求を是等權利の一部とする米國獨立宣言の精神を蹂躪するものでなくて何であらう。更に、加州土地法は同州憲法第一條の冒頭に掲ぐる

總ての人は生れながらにして自由且獨立にして一定の奪ふべからざる權利を有す。生命及自由を享有且防禦し、財産を取得所有保護し、安全と幸福とを追求獲得するが如きは即ち是なり。

と云ふ大原則に背反するものであることは、論ずる迄もないことであらう。従つて、米國人中日本人の入國禁止を正當であるとする者でも、加州土地法が正義人道に反し、且上記の獨立宣言及加州憲法に違反することを認め、其の撤廢を主張する者が少なからずあるのである。

千九百十三年八月二十六日、米國政府へ提出した舊加州土地法に關する我が政府の第三回抗議書の末尾に、左の一節がある。

現下の爭議は専ら現に適法に米國內に在住し又は現行法規の範圍内に於て將來適法に在住することあるべき日本國臣民の待遇如何の問題に關す。而して上に述ぶる如き帝國臣民の關する限

り帝國政府は之に對し公平にして均等なる待遇を要求するものなり。從て本件の問題たる不當にして嫌忌すべき差別的待遇に服従する能はざるは勿論苟も現事態の存續する限り本問題は決して解決せられたるものにあらずと認むるものなり。

誠に其の通りである。移民法同様、加州土地法を始め他の土地法に關しても、不當なる差別的待遇は、依然として存續してゐるのであるから、土地法問題も移民法問題同様終了したものと認むることを得ない。幸に移民法の改正が行はれても、加州を始め西部諸州が各其の土地法を改正して、差別的待遇を撤廢せざる限り、日米國交の根本的改善を説くことは尙早である。

八

私は尙一步を進めて論せねばならぬ。

加州土地法等に於て、外國人を米國市民となることを得る者と然らざる者とに分ち、後者に屬する日本人に土地の取得、農業地の賃借を禁止し得るのは、日本人が米國歸化法上歸化能力を有たぬからである。米國移民法に於て、外國人を米國市民となることを得る者と然らざる者とに分ち、前者に屬する歐洲移民には一定の制限の下に入國を許しながら、日本人には移民としての入國を絶対に禁止し得るのも亦、日本人が歸化能力を有たぬからである。米國議會に於て、米國市民となることを得ざる外國人即ち日本人の子にして米國生れの者に市民權を與へず、日本人を絶

對に排斥することを目的とする米國憲法補則第十四條第一項の改正が問題となるのも亦、日本人が歸化能力を有たぬことに關係があるのである。果して然らば、米國歸化法の「本章の規定は之を自由なる白人たる外國人及阿弗利加人並其の所生たる外國人に適用す」と云ふ日本人に對して歸化能力を認めぬ規定が、日本人にとつて、あらゆる種類の排斥の根本原因となるのである。さうであるとするれば、排日防止の抜本塞源の方策としては、右歸化法の改正が行はれて、歸化に關して日本人と歐洲人等との間に行はるる差別的待遇が撤廢せらるることが必要である。

歸化法の改正があれば、日本人入國問題は移民法第十三條(c)に手を觸れずしてスラ〜と解け、其の他あらゆる排日問題の根本的解決を見ることとなり、茲に始めて日米兩國民間の融和を實現し、心からの親善を期し得るであらう。ルーズヴェルト氏も大統領たりし當時此點に心付き、在米日本人問題の根本的解決の爲、歸化法を改正して、日本人に歸化能力を認むるの必要あることを主張した。舊加州土地法が、日米兩國間に重要なる交渉問題を惹起した當時、帝國政府に於ても此點を米國政府に指摘して、其の深甚なる考慮を求めたことがあるから、左に、大正二年六月四日附帝國政府對米抗議書の一節を掲出して、筆を擱く。

抑も日本臣民は米國々籍を取得する能はずとせる米國々法の規定は、日本政府及人民の快とせざる所に有之、是れ右規定の根底に蟠る忌はしき人種上の差別が、自然に彼等の國民的自負心

を損傷するものあるが故に有之候。唯だ歸化の問題たる國內政治の問題にして、國際政治の問題にあらざるが故に、右の差別が純然たる政治上の權利にのみ適用せらるる限り、帝國政府は本問題に關し米國政府に迫るべき何等の機會なかりしも、本件の場合に於けるが如く、右の差別が他國の人民には自由に賦與せられ居る私權を、日本國民より褫奪するの目的に使用せらるるに及びては、帝國政府たるもの兩國の好誼親善の關係に顧み、本來不精確にして且誤解を招き易き斯の人種上の差別たる、決して私權享有上の差別を設くるの正當なる理由を供するものにあらずと確信する所以を、率直に表明せざる可らざる次第に有之候